

学習会欠席時の資料等の取扱い

学習会欠席者、特に長期欠席者の資料取扱いに困っています。つきましては、6月と7月の学習会および“わ”の会通信 No. 256 でお知らせ致しましたように、学習会で配布の資料等(講座資料、会報、各種行事案内、総会資料など)の取扱いを下記のように変更させていただきます。

- ① 欠席の場合は、次回学習会で受け取っていただくことを原則とする
- ② 宅配や分科会でお渡しすることは廃止
- ③ 3回連続して欠席の場合は、その時点までの3回分を処分

注1) 知人などによる代理受け取りがあった場合は資料配布上では出席とする

注2) 10月と11月の学習会分については2月の公開講座を、2月の会報は5月の総会・学習会を受け取りの期限とする。

注3) 体調不良等で長期に学習会を欠席する場合で、運営委員会に届けのあったときは、特別に資料等を保管する。

開始時期と移行措置

実施開始は6月の第3回学習会からとします。ただし、移行措置として、本年第1回と第2回学習会での配布資料等については第5回学習会を受け取りの期限とします。

変更の理由

これまで学習会で配布の資料等は、① 学習会での本人受領および知人による代理受領、② 各分科会の例会を利用して配布、③ 郵送・宅配便等による配達、④ 自宅ポストへの配達 のいずれかの方法で、欠席の場合でも全資料が各会員のお手元に届くようにしてきました。

②③④は運営委員が分担して対応して参りましたが、大きな負担が掛かり、対応が困難になってきております。また、③は貴重な会費を消費することになります。

運営委員会で検討の結果、上記のように厳しい内容に変更いたしますが、事情御理解の上、御協力をお願い申し上げます。